

ダメ。ポイ捨て。 ダメ。不法投棄。

「これだけならいいや」「別に問題ないだろう」「きちんと処理するのは面倒だ」などといった軽い気持ちでごみを捨てていませんか？
あなたが捨てたそのごみは豊かな自然と景観を損ねるだけでなく、付近の土壌や地下水の汚染など、生活環境に多大な影響を及ぼします。
5月30日「ごみゼロ(530)の日」から6月5日「環境の日」までの1週間は、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」です。この機会に、日頃自分たちが出すごみについて考えてみてください。

問い合わせ先 環境課廃棄物対策係
☎0968(25)7217

不法投棄とは？

不法投棄とは、その言葉が表すとおり、違法に物を捨てる行為です。
不法投棄には、道路への空缶などのポイ捨て、山林へのごみ捨て、産業廃棄物の投棄などさまざまなケースがありますが、その罪は非常に重く、5年以下の懲役もしくは1千万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金またはその併科に処せられます。(廃棄物処理法第25条)

市では、新たな不法投棄の発生や被害拡大を防ぐため、不法投棄防止パトロールや不法投棄ごみの早期撤去など、さまざまな対策を講じていますが、依然として不法投棄は後を絶ちません。
自分の土地だったら不法投棄にならないと考えている人もいるようですが、他人の土地でも自分の土地でもごみを捨てる行為は決して許されるものではありません。また、事業所がごみステーションにごみを出すのも不法投棄になります。事業者は適正なごみの処理を行う必要があります。



雑草などが繁茂して管理されていない土地に不法投棄が多発しています

どんな場所で不法投棄が行われているの？

不法投棄は、人目に付くのを避け、夜間や早朝に山間部の空き地や休耕地などで行われているようです。
不法投棄されやすい場所としては、次のような条件の土地が狙われやすいと言われています。
・家が近くに無く、林で囲まれているなど周辺からの見通しが悪い。
・物が放置され、散乱している。
・樹木や雑草が繁茂してごみが人目に付きにくい。
・フェンスや囲いがなく、容易に侵入できる。

不法投棄をされないために

不法投棄した者が判明した場合は、不法投棄した者にごみを撤去してもらいますが、不法投棄した者が不明ときは、投棄されたごみは土地所有者または管理者の責任で処理することになります。
日頃から不法投棄の予防や再発防止のために次のことに注意して、適正に土地の管理をしてください。
・定期的に草刈りなどの管理をする。
・フェンスやくさりなどを設置する。
・不法投棄禁止の啓発看板などを設置する。
・自分の土地を清潔に保ち不法投棄を誘発しない環境に努める。

不法焼却もダメ！

家庭または事業所から出るごみを庭先などで焼却することも廃棄物処理法(第16条の2)によって禁止されています。
ただし、焼却禁止の例外として、農業者が行う稲わらの焼却、病虫害防除のためのあぜ焼き、キャンプファイアなどがあります。
不法焼却は安易に行われがちですが、不法投棄と同様重い罰則が科せられます。

最近では、市内でも不法焼却による火災(ボヤも含む)が発生しています。また煙による被害もありますので、絶対に不法焼却を行わないようお願いいたします。

不法投棄を見かけたら

やっつけはいけません！
不法投棄を行っているところを見かけても、行為者に対して注意や質問、追跡などの行為は、危険ですので絶対に行わないでください。通報も現場から十分に離れてから行ってください。
通報のときに必要な情報
通報するときは、不法投棄者の特徴、車両ナンバー、発見日時、場所、投棄物の内容、通報者氏名、連絡先をお伝えください。

不法投棄は、一人ひとりの心がけで無くすことができます。菊池市の豊かな自然や美しい街並みを守るため、市民、事業者の皆さんのご協力をお願いします。

通報先

- 家庭ごみ、粗大ごみなどの一般廃棄物の不法投棄を見かけたら
 - ・菊池地域：環境課 ☎0968 (25) 7217
 - ・七城地域：七城総合支所民生課 ☎0968 (25) 1000
 - ・旭志地域：旭志総合支所民生課 ☎0968 (37) 3111
 - ・泗水地域：泗水総合支所民生課 ☎0968 (38) 2714
- ※平日昼間対応 午前8時30分～午後5時15分
- 産業廃棄物(主に事業活動に伴う廃棄物)の不法投棄を見かけたら
 - ・菊池保健所衛生環境課 0968 (25) 4135
 - ※平日昼間対応 午前8時30分～午後5時15分
- 悪質な不法投棄が行われているところを見かけたら
 - ・熊本県警察 110番
 - ※24時間対応

